

中央公園民間活力導入事業
整備関連要求水準書

令和6年2月

豊 田 市

－目次－

第1章 本要求水準書の位置づけ	1
第2章 総則	1
(1) 公募対象公園施設に関する事項	1
(2) 特定公園施設に関する事項	2
① 特定公園施設	2
(3) 共通事項（計画、設計、施工に関する条件等）	3
① 公募対象公園施設及び特定公園施設	3
第3章 各施設の要求水準	5
(1) 人工芝グラウンド	5
① 人工芝	5
② 防球ネット	8
(2) 施設整備	9
① ゲート広場	9
② 園路	11
③ 敷地造成	12
④ 雨水排水・地下排水（暗渠排水）	13
⑤ 給水	14
⑥ 汚水排水	14
⑦ 電気施設・照明	15
(3) 駐車場	16
(4) 植栽	17
(5) トイレ	19
(6) その他	20
① 案内板	20
② 工事中の汚水濁水対策	20
第4章 制約条件	21
① パイプライン等	21
② 排水路（ボックスカルバート及び仮設排水路）	22
③ 立体横断施設	23
④ 建築物の整備が可能な造成高	23

第1章 本要求水準書の位置づけ

本要求水準書（以下「本書」という。）は、豊田市（以下「市」という。）が「中央公園民間活力導入事業」（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、市が公募対象公園施設及び特定公園施設として整備を求める施設と各施設に求める機能や規模に関する整備水準等を示すものとする。

本書は、「中央公園民間活力導入事業公募設置等指針及び中央公園指定管理者募集要項」と一体のものとして提示するものである。

第2章 総則

(1) 公募対象公園施設に関する事項

公募対象公園施設は、中央公園の魅力向上を図り、賑わい創出及び公園施設利用者の利便性向上に資する施設として、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている施設で、当該施設から生じる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができるものと認められる施設を1つ以上提案すること。

また、当該施設は、地域の魅力向上や活性化に資するものとする。

以下の表より1つ以上の公募対象施設を提案すること。

表 公園施設及び公募対象公園施設一覧

分類	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
公園施設の種類	園路 広場	植栽 芝生 花壇 いけがき 日陰だな 噴水 水流 池 滝 つき山 彫像 石籠 石組 飛石	休憩所 ベンチ 野外卓 ピクニック場 キャンプ場	ふらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム ラダー 砂場 徒渉池 舟遊場 魚つり場 メリーゴーランド 遊戯用電車 野外ダンス場	野球場 陸上競技場 サッカー場 ラグビー場 テニスコート バスケットボール場 バレーボール場 ゴルフ場 ゲートボール場 水泳プール 温水利用型健康運動施設 リハビリテーション用運動施設 ボート場 スケート場 スキー場 相撲場 弓場 乗馬場 鉄棒 つり輪 その他これらに類するもの これらに附属する工作物 (観覧席、シャワー等)	植物園 温室 分区分 動物園 動物舎 水族館 自然生態園 野鳥観察所 動植物の保護繁殖施設 野外劇場 野外音楽堂 図書館 陳列館 天体・気象観測施設 体験学習施設 記念碑 その他これらに類するもの 遺跡等 (古墳、城跡等)	売店 飲食店 宿泊施設 駐車場 園内移動用施設 便所 荷物預り所 時計台 水飲場 手洗場 その他これらに類するもの	門 橋 管理事務所 詰所 倉庫 車庫 材料置場 畜畑 掲示板 標識 照明施設 ごみ処理場 (廃棄物再生利用施設を含む) くず箱 水道 井戸 噴泉 水門 雨水貯留施設 水質浄化施設 護岸 擁壁 発電施設(環境への負荷の低減に資するもの) その他これらに類するもの	展望台 集会所 備蓄倉庫 [耐震性貯水槽] [放送施設] [情報通信施設] [ヘリポート] [係留施設] [発電施設] [延焼防止のための散水施設] ※[]内は省令で定めている施設
		その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	

出典：都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン

平成 30 年 8 月 10 日（改訂）国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

想定される公募対象公園施設の例（あくまで一例であり、表に該当する施設であれば以下の例に限らない。）

- ・ 飲食店等の便益施設
- ・ クラブハウス
- ・ 人工芝グラウンド用夜間照明
- ・ プレー録画用カメラ
- ・ その他

(2) 特定公園施設に関する事項

特定公園施設として整備を求める各施設の機能や規模などについて、本書及び以下に示す整備の水準を満たすこと。バリアフリーへの対応及びユニバーサルデザインには配慮すること。

① 特定公園施設

特定公園施設を以下に示す。

表 特定公園施設一覧

施設名	求める機能や規模など
人工芝グラウンド	・人工芝（2面） ・防球ネット（2面）
施設整備	・ゲート広場 ・園路 ・敷地造成 ・雨水排水・地下排水 ・給水 ・汚水排水 ・電気施設・照明（ゲート広場、園路、駐車場）
駐車場	・大型車両5台以上、小型車両180台以上（うち、身体障がい者用4台）
植栽	・中木・高木/低木・地被（芝生を含む） ・面積10,000㎡の半分以上
トイレ	・8穴以上
その他	・案内板

特定公園施設は、下記の各件で提案すること。

- ・国土交通省の公園施設の安全点検に係る指針（案）に留意して、設計を行うこと。
- ・工事に際しての工事監理業務を含むこととする。
- ・本書に記載してある要求水準は市が求める最低限の基準であり、同等以上の提案を行うこと。

(3) 共通事項（計画、設計、施工に関する条件等）

① 公募対象公園施設及び特定公園施設

a. 「都心のオアシスの空間」として心地よい緑のオープンスペースを実現するために、公募対象公園施設及び特定公園施設は下記の条件で提案すること。

- ・大規模な敷地造成はせず、市が別途実施する基盤造成工事（一次造成）の地形を生かした施設整備を想定しており、追加で必要となる敷地造成は認定計画提出者が行うものとする。造成については「第3章（2）③敷地造成」参照
- ・施設の配置、色彩、意匠は、次期整備区域*の計画との整合を図るとともに、周辺の自然景観及び公園の景観に配慮した計画とすること。
- ・景観に配慮し、導入施設に付随した植栽等の提案も可能とする。
- ・室外機や設備機器など施設外部に設置する設備は、目隠しをするなど、景観に配慮すること。
- ・一般公衆の自由な利用に供される公共施設として、特定の利用者に限定される施設や、騒音の発生等により他の利用者の公園利用を著しく阻害する、又は周辺住民に迷惑をかけるような施設は望ましくないため、公園への設置にふさわしい施設及び周辺の街区と調和した施設を提案すること。
- ・公園利用者が快適に利用できる施設・空間とし、また既存施設の立地や配置等を考慮し、公園利用者や歩行者、車両等に対して機能的で安全な動線を確保すること。
- ・施設の配置等については、死角や暗がりをつくらないように、安全性に配慮すること。
- ・ユニバーサルデザインに配慮し、都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（令和4年3月国土交通省）、豊田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例及び同規則を遵守すること。
- ・夜間利用も考慮し、公園利用者や駐車場利用車両等が夜間でも安全に利用できる照度を確保すること。
- ・施設に必要なインフラ（上下水道、電気、ガス等）の引込みについては、「中央公園民間活力導入事業公募設置等指針及び中央公園指定管理者募集要項」を参照すること。
- ・計画、設計及び施工に当たっては、関係機関と協議を行い実施すること。
- ・建築物が整備可能な造成高については「第4章④建築物の整備が可能な造成高」を参照すること。また、建築物建設予定位置における地質調査を必要に応じて実施すること。
- ・市の確認を得た後、設計成果を納品すること。施工に際しては、完了検査に向け、要求水準を満たすことが確認できる資料を作成し、提出すること。
- ・設計及び整備に当たっては、関係法令等（法律、政令及び省令）、愛知県及び市条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。次頁の基準書

等に準拠して設計を行うこと。

- ・また、基準書等、適用法令及び適用基準は、最新のものを採用すること。

※次期整備区域の範囲は、中央公園民間活力導入事項公募設置等指針及び中央公園指定管理者募集要項「第2章（3）公園の概要」を参照すること。

表 主な各種基準（例）

分野	基準・ガイドライン	出版
都市公園	都市公園技術標準解説書（令和元年度版）	一般社団法人 日本公園緑地協会 監修 国土交通省
	公園施設の安全点検に係る指針（案） （平成27年4月）	国土交通省
道路土工	道路土工要項（平成21年度版）	公益社団法人 日本道路協会
	切土工・斜面安定工指針（平成21年度版）	公益社団法人 日本道路協会
	盛土工指針（平成22年度版）	公益社団法人 日本道路協会
	擁壁工指針（平成24年度版）	公益社団法人 日本道路協会
開発	愛知県開発許可技術基準（令和3年11月）	愛知県
	豊田市雨水浸透施設設置基準（平成17年）	豊田市建設部河川課
バリアフリー	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン 【改訂第2版】（令和4年3月）	国土交通省
駐車場	駐車場設計・施工指針 同解説 （平成4年11月）	公益財団法人 日本道路協会
	駐車場設計・施工指針について （平成6年9月）	国土交通省
スポーツ施設	屋外スポーツ施設の建設指針 （令和5年改訂版）	公益財団法人 日本スポーツ施設協会 屋外施設部会
緑化	植栽基盤整備技術マニュアル （平成25年12月改訂2版）	一般財団法人 日本緑化センター
	植栽の設計・施工・管理（平成9年6月）	財団法人 経済調査会
	エコロジー緑化技術マニュアル （平成9年10月）	一般財団法人 日本緑化センター
照明	JIS Z 9110 照明基準総則	日本規格協会
トイレ	JIS A 3302-2000 建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準 豊田市都市公園トイレ設置に関する基準 愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例	日本規格協会

第3章 各施設の要求水準

(1) 人工芝グラウンド

① 人工芝

ア) 実施方針

- a. 快適な利用ができるフィールドとすること。
- b. 利用者の円滑で安全な動線を確保すること。
- c. 管理用車両の出入口等、維持管理に必要な施設整備をすること。
- d. 他の公園施設との連続性に配慮し、全体の公園景観と調和すること。

イ) 要求水準

- a. 財団法人日本サッカー協会、国際サッカー連盟の定める国際試合のフィールド規格の人工芝を整備すること。
- b. 認定計画提出者が「JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認証」の発行を受けること。
- c. 人工芝に関する要求水準は以下に示すとおりである。

表 人工芝の諸元

項目	内容	
対象用途	主：サッカー・フットサル 副：ラグビーなど	
フィールド数	2面	
芝面のサイズ	116m以上×78m以上	
サッカー用ピッチのサイズ	105m×68m	
人工芝	人工芝仕様	JFA 公認ロングパイル
	パイル長	対象用途に適したパイル長とすること（参考：55～65mm）
	人工芝材料	適正な維持管理を前提として、競技に支障のない品質について10年間以上保持することが期待される製品とすること。
支持部（基層）	透水性アスファルトとすること。（参考：40～50mm）	
基礎部	基礎部は排水性を確保し適切に整備すること。	
路床	<ul style="list-style-type: none"> 路床は、市が一次造成時に CBR 3 に改良する想定である。路床の CBR を現場で確認の上、設計条件に適した各層の構造を選定すること。 	
給排水施設	<ul style="list-style-type: none"> 給水源、散水栓は必要に応じて適宜整備すること。 人工芝グラウンドの周囲には排水側溝を整備すること。 湛水時や降雨時に人工芝や充填材（砂、ゴムチップ等）の流出により、整備区域下流の排水施設が目つまりしない対策及びこれらの河川への流出防止対策を講じること。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ラグビーポール（約7m）用の差込み穴を設置すること。 ラインは、対象用途を勘案して整備する。このうち、サッカーに関するライン（105m×68m）及び少年サッカー用コートに関するライン（68m×50m 4面分）は必須とする。 フィールド長軸の南北東西等の配置は任意とする。ただし、市の一次造成は東西配置を想定したものである。 	

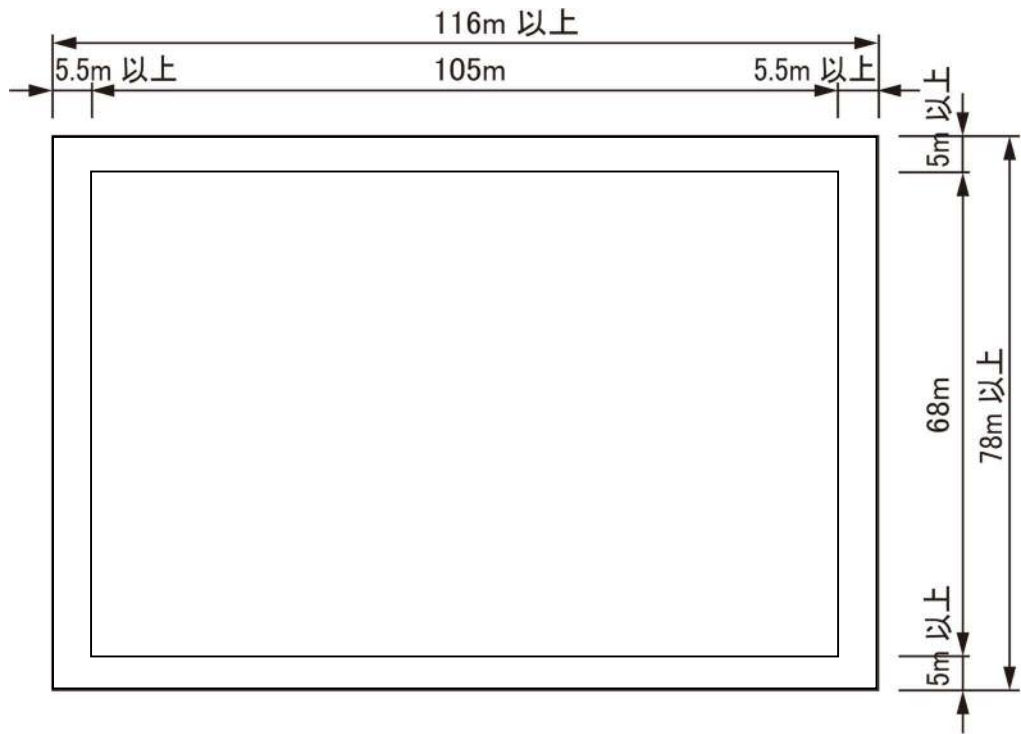


図 人工芝グラウンド参考平面図

② 防球ネット

ア) 実施方針

- a. フィールド外の公園利用者等の安全対策として防球ネットを設置すること。

イ) 要求水準

- a. ポール及びネットは、堅牢で耐久性があり、安全性・作業性・経済性に優れ、維持管理がしやすい材質とすること。また、周囲の環境に調和したものであること。配置及び高さは、公園利用者や隣接する道路に危険を及ぼさないものとする。
- b. 高さが 15mを超える場合、工作物の確認申請等の手続が必要である。

(2) 施設整備

① ゲート広場

ア) 実施方針

- 敷地北西部は、次期整備区域と一体となって公園の顔となるゲート広場の位置づけであり、ゲート広場を中心としてそこから園内全体の骨格をつくるメイン園路が伸びている動線とし、都市的な緑のイメージを作り、イベント利用が行いやすい動線とすること。
- 今回の整備では、将来的に次期整備区域と一体となったゲート広場になることを想定しつつ、暫定整備として、既存施設からのメイン動線を踏まえ次期整備区域とのつながりを意識した簡易的な整備を行うこと。
- 立体横断施設（歩道橋）は、今回は整備を行わず、次期整備区域整備時以降の整備を予定している（時期は未定）。

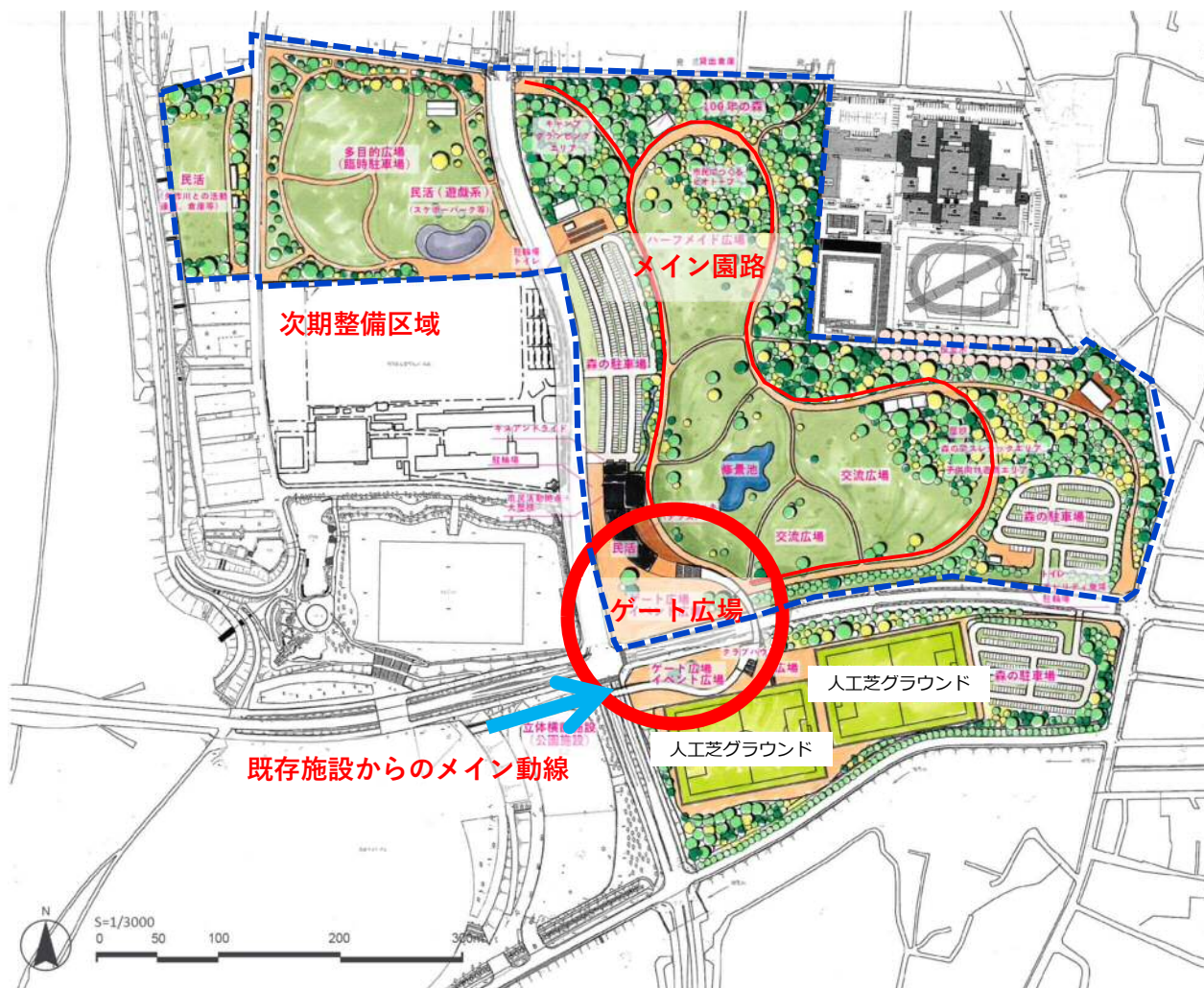


図 ゲート広場配置位置図 (イメージ)

イ) 要求水準

- a. 園路広場の配置は、動線計画上、機能的であるとともに、地形地物や樹木等の敷地要素を生かした景観と調和すること。
- b. 将来的にゲート広場となることを想定し、次期整備区域との一体的な作りこみや動線の整合性の確保が可能となることに配慮した広場とすること。
- c. 暫定整備として芝生または園路等による快適な空間とし、容易に撤去できる仕上げとすること。
- d. ゲート広場に民間収益施設を整備する場合は、車両乗入れも可能なもの（園路）を整備すること。
- e. 本広場に民間収益施設やその他提案施設を整備する場合は、将来、立体横断施設（歩道橋）ができることに配慮した配置とすること。
- f. 下図に基本設計時の図面を参考表示しているが、公募対象公園施設や特定公園施設の配置、人工芝グラウンドの南北配置等により、立体横断施設が支障となる場合は、代替配置を検討し、提案すること。
- g. ゲート広場は、将来立体横断施設を整備する際に擁壁の設置を予定しているため、本事業における高さ処理は、暫定整備として法面で処理すること。

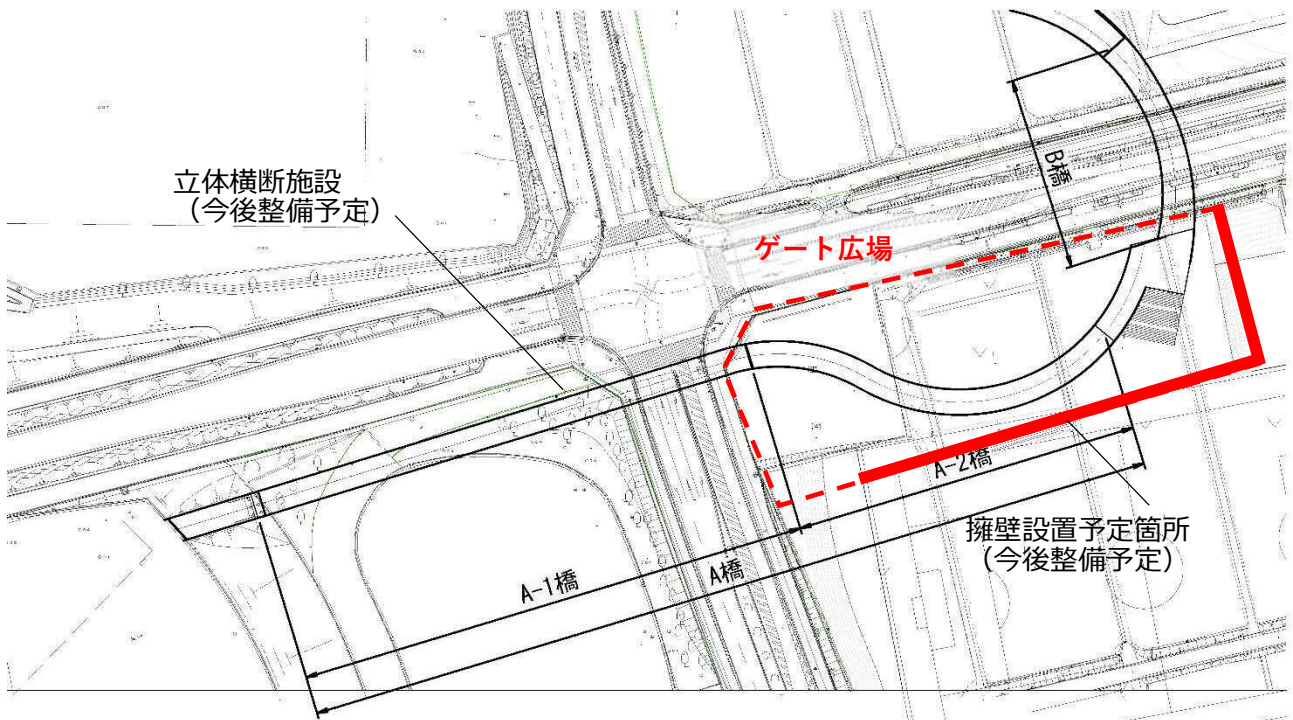


図 立体横断施設及びゲート広場位置図（イメージ）

② 園路

ア) 実施方針

- a. 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインに準拠し、出入口及び駐車場から各施設に至るまでの経路を確保し、移動の円滑化を図ること。
- b. 園路幅員は、管理車両が入れる幅員を確保すること。
- c. 園路の動線は、植栽や人工芝グラウンドの維持管理のしやすさを考慮した配置とすること。

イ) 要求水準

- a. 幅員は4 m以上とすること（管理車両通行幅 2.5m に加え、歩行者（2人歩き：1.5m）通行を考慮）。
- b. 公園園路としてのデザイン性を考慮した舗装とすること。
- c. 路床は、市が一次造成時に CBR 3 に改良する想定である。管理車両の乗入れを行うものとし $N = 1$ 交通対応として、路床の CBR を現場で確認の上、適正な舗装構成を検討すること。
- d. 舗装構成は、雨天時の利用者の利便性（滑りにくさや表面の排水性）に留意すること。
- e. 公園利用者用の園路出入口は2箇所以上確保すること。このほか、維持管理のしやすさを考慮して必要に応じて出入口を追加すること。

③ 敷地造成

ア) 実施方針

- a. 一次造成は市が令和5～7年6月予定で実施する。認定計画提出者は、公募対象公園施設、特定公園施設等の計画内容に応じて二次造成を行うこと。
- b. 次期整備区域も含めた中央公園全体で、湛水位 T.P.+34.60mにおいて東海豪雨の実績湛水量 70,000m³以上を確保する計画である。

イ) 要求水準

- a. 先行整備区域では、実績湛水量 70,000m³以上のうち、湛水位 T.P.+34.60mにおいて湛水量 9,500m³以上を確保できるように敷地造成を行うこと。
- b. 西側グラウンドの最低高 T.P.+34.2m以上、東側グラウンドの最低高 T.P.+34.3m以上とし、概ね 1/30 確率で浸水しないものとする。なお、1/30 確率の想定湛水位は T.P.+34.21mである。
- c. 1/10 確率での想定湛水位は T.P.+33.97m で、先行整備区域では 1/10 確率での湛水を想定していないが、造成計画この水位で湛水する場合は、公園利用に支障がでない範囲とすること。
- d. 上記の必要湛水量が確保されていれば、市と協議の上で、別紙2の計画平面図とは異なる配置を前提とした二次造成を行うことも可能である。なお、造成計画は、最下流点まで自然勾配で排水できるように留意すること。
- e. 例として、盛土により「第4章④建築物の整備が可能な造成高」に記載の造成高を確保して、任意の場所に建築物（公募対象公園施設等）を設置する、切土をして人工芝グラウンドを南北配置とすることなどが実施できる可能性がある。
- f. 一次造成で設置するボックスカルバート上は、必要な土被りを確保すること。また、ボックスカルバート上には、構造物の設置は行わないこと。
- g. 計画・設計・施工に当たっては、下水道管理者、河川管理者などと協議すること。

(参考) 中央公園での必要貯留量

降雨確率年	標高 (湛水位) (T.P.+m)	全体容量【うち、先行整備容量】(m ³)
1/10	33.97	22,000【0】
1/30	34.21	33,000【850】
1/150	34.42	50,000【4,400】
東海豪雨実績	34.60	70,000【9,500】

④ 雨水排水・地下排水（暗渠排水）

ア) 実施方針

- a. 公園の安全で快適な利用や各種公園施設の適切な維持保全に必要な排水施設を整備すること。

イ) 要求水準

- a. 雨水排水の放流先は、渋川の図示した位置とする。
- b. 雨水排水施設は、1/10年確率降雨（愛知県の確率降雨（平成18年1月）、小原地区 65.4mm/h）に対応する施設とすること。
- c. 地下排水（暗渠排水）の配置は、周辺の排水施設との取合い並びに地表面の排水勾配及び方向を考慮して行うこと。
- d. 排水施設に用いる開渠、管渠、マンホール及び柵類の材料構造は、維持管理を考慮した上で、目的、排水路等を考慮して選定すること。
- e. 計画・設計・施工に当たっては、下水道管理者、河川管理者等と協議すること。



図 放流先位置図

⑤ 給水

ア) 実施方針

- a. 給水は、維持管理を考慮した上で、効率的で経済的な計画とすること。

イ) 要求水準

- a. (都) 豊田市停車場線に埋設する市上水道管 (DIEΦ150) からの給水を想定すること。
- b. 機器及び資材は長期の使用に耐えられるものであり、水道水に悪影響を及ぼさず、環境に適応したもので維持管理が容易なものであること。
- c. 植栽の管理をしやすいように散水栓の位置を検討すること。
- d. 地中配管の埋設位置が明確になるよう、経路の要所に埋設標を設置すること。
- e. 計画、設計及び施工に当たっては、水道に関する法令等を遵守し、水道管理者などと協議を行うこと。

⑥ 汚水排水

ア) 実施方針

- a. 汚水は、維持管理を考慮した上で、効率的で経済的な計画とすること。

イ) 要求水準

- a. (都) 豊田市停車場線に埋設する市下水道管 (HP Φ600) への接続を想定すること。
- b. 機器及び資材は長期の使用に耐えられるものであり、排水先に悪影響を及ぼさず、環境に適応したもので維持管理が容易なものであること。
- c. 地中配管の埋設位置が明確になるよう、経路の要所に埋設標を設置すること。
- d. 計画、設計及び施工に当たっては、下水道に関する法令等を遵守し、下水道管理者などと協議を行うこと。

⑦ 電気施設・照明

ア) 実施方針

- a. 照明は、周辺環境、夜間利用の形態等を十分考慮した上、保安上はもとより、景観や修景として取り扱い、園路広場と整合調和のとれたものとする。

イ) 要求水準

- a. 電力は、(都) 豊田市停車場線の電柱より引込みを想定すること。
- b. 照明は、防犯・安全性や高齢者、障がい者等に対する視認性に配慮し、ゲート広場部、園路部、駐車場部それぞれにおいて、夜間でも十分な明るさを確保する照度とすること。
- c. 器具及び資材は、堅牢で耐久性があり、安全性・作業性・経済性に優れ、公園の点景物として周囲の環境に調和したものであること。
- d. 園内の配線は、地下埋設方式とし電線はケーブルを使用すること。ケーブル保護管は埋設条件を考慮の上、適切な保護管を選定すること。
- e. 計画・設計・施工に当たっては、電気に関する法令を遵守し、電力会社と協議すること。
- f. 地中配管埋設位置を明確にするよう、経路の要所に埋設標を設置するとともに、埋設シートで埋設していることを表示すること。
- g. 閉園時間における夜間の照度、点灯時間等は市と協議を行うこと。

(3) 駐車場

ア) 実施方針

- a. 安全で利用しやすい駐車場を設置するとともに、主要施設までのアクセスについて、移動の円滑化を図ること。
- b. 駐車場に接続する自動車と歩行者の動線が極力重複及び交差をしないように配慮すること。
- c. 駐車場出入口は、本線車道の左右の見通しが容易にできるように配慮すること。また、駐車場出入口は本線車道の線形が直線又はそれに近い部分に取り付け、交差点付近は避けること。

イ) 要求水準

- a. 駐車マスは、大型車両 5 台以上、小型車両 180 台以上（うち、身体障がい者用 4 台以上）を確保すること。
- b. 駐車場からの出入りに便利な位置に障がい者の専用又は優先して使用できる駐車スペースを設け、障がい者シンボルマークを表示すること。
- c. 舗装はアスファルト舗装とすること。
- d. 路床は、市が一次造成時に CBR 3 に改良する想定である。路床の CBR を現場で確認の上、N=2 交通対応として、適正な舗装構成を検討すること。
- e. 駐車場内の車両の整理、交通事故防止のため、必要に応じてマーキングを行うこと。
- f. 駐車マスは、一般車両向けを長さ 5.0×幅員 2.5m、大型バス向けを長さ 13.0 m×幅員 3.5m、障がい者車両向けを長さ 5.0m×幅員 3.5m を標準とすること。
- g. 駐車料金徴取に必要な機能を整備すること。

<配慮事項>

- h. 舗装構成は、雨天時の利用者の利便性（滑りにくさや表面の排水性）に配慮すること。
- i. 森の中にある駐車場をイメージできるように植栽等を勘案しながら、周辺の環境と整合し、調和のとれたものとなるよう検討すること。
- j. 大規模イベント等における混乱の回避と安全性の確保を考慮すること。

(4) 植栽

ア) 実施方針

- a. 「心地よい緑のオープンスペース」の確保・保全のため、自然の程度や植物の特性を考慮しつつ、植栽が持つ様々な機能が最大限発揮できるように、快適かつ合理的な植栽空間を整備すること。
- b. 本事業地の外周に、周辺への影響、騒音、防災等を考慮し、緩衝緑地[※]を整備すること。
- c. 植栽は、愛知県の「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（以下「愛知県条例」という。）において定める、植栽の基準（周囲の幅・密度）等を満たすこと。
- d. 先行整備区域において長期的に整備する予定の植栽面積は、概ね 10,000 m²以上とする。
- e. 本事業において認定計画提出者は、概ね 10,000 m²以上の植栽の整備計画を作成し、そのうち半分以上の植栽の整備を行うこと。

※緩衝緑地とは：騒音、振動、大気汚染、悪臭等を緩和したり、防止することを目的として設けられる緑地のこと。

イ) 要求水準

- a. i 及び ii の条件の下、先行整備区域全体における植栽整備計画を設計すること。
- i 植栽面積は概ね 10,000 m²以上を確保して緩衝帯エリア等空間を遮蔽する機能を持たせ、中高木の樹木密度 30 本/100 m²、地被（芝生を含む）・低木を植栽面積の 20%以上となるよう適宜配置すること。
- ※植栽面積については、必要な公園施設の配置その他合理的な理由によりやむを得ない場合に限り、10,000 m²を下回ることができる。ただし、設計段階での市との協議を要する。
- ii その上で、愛知県条例の基準を満たしている計画とすること。
- b. 認定計画提出者は、公園開設前の段階で上記の植栽整備計画の半分以上を整備するものとする。ただし、今回整備しない残りの計画部分について、実行可能な段階整備の方針・計画を認定計画提出者側で設定すること。今後、市が植栽に関する寄付を募るなどにより、随時残りの部分の植栽整備を実施していく予定である。なお、今回認定計画提出者が行う整備の段階では、必ずしも愛知県条例の基準を満たしている必要はない。

■ 段階整備の例

- 例 1：初期段階で基準の植栽密度で必要面積の半分を整備し、事業期間内に基準の植栽密度で残りの面積を整備する。
- 例 2：初期段階で基準の植栽密度の半分で必要面積を整備し、事業期間内に補植を行い、事業期間内に基準の植栽密度を確保する。

- c. 中木・高木植栽は景観形成、低木・地被（芝生を含む）植栽は敷地内の土砂が流出しないように配慮して、適切に配置すること。
- d. 湛水機能が設定されている範囲は、耐湿性に配慮して樹種を選定すること。
- e. 植物が良好に生育するための土壌を検討し、対策を講じること。
- f. スポーツ施設利用者が日陰へ退避することを想定し、緑陰を意識した樹種を選定すること。
- g. 樹種は、通年緩衝機能を見込めるものとするとともに、里地里山やこどもの遊び場の形成を意識したものとする。
- h. 低木・地被（芝生を含む）については、上記の考え方を具現化できるように樹種に応じて適宜配置すること。
- i. 中木と高木については、植栽の内容に応じて支柱等の付帯施設を設置すること。
- j. 「4章 制約条件」で示している物件については、将来の撤去・整備等の支障とならないよう、当該物件を避けて今回整備の植栽を検討すること。なお、成長後も撤去が容易な地被（芝生を含む）等は、この限りでない。

<配慮事項>

- ・植栽計画の検討に当たっては、有識者意見を聴くことが望ましい。また、適宜、市に内容について確認するなど、市と協議の上進めること。

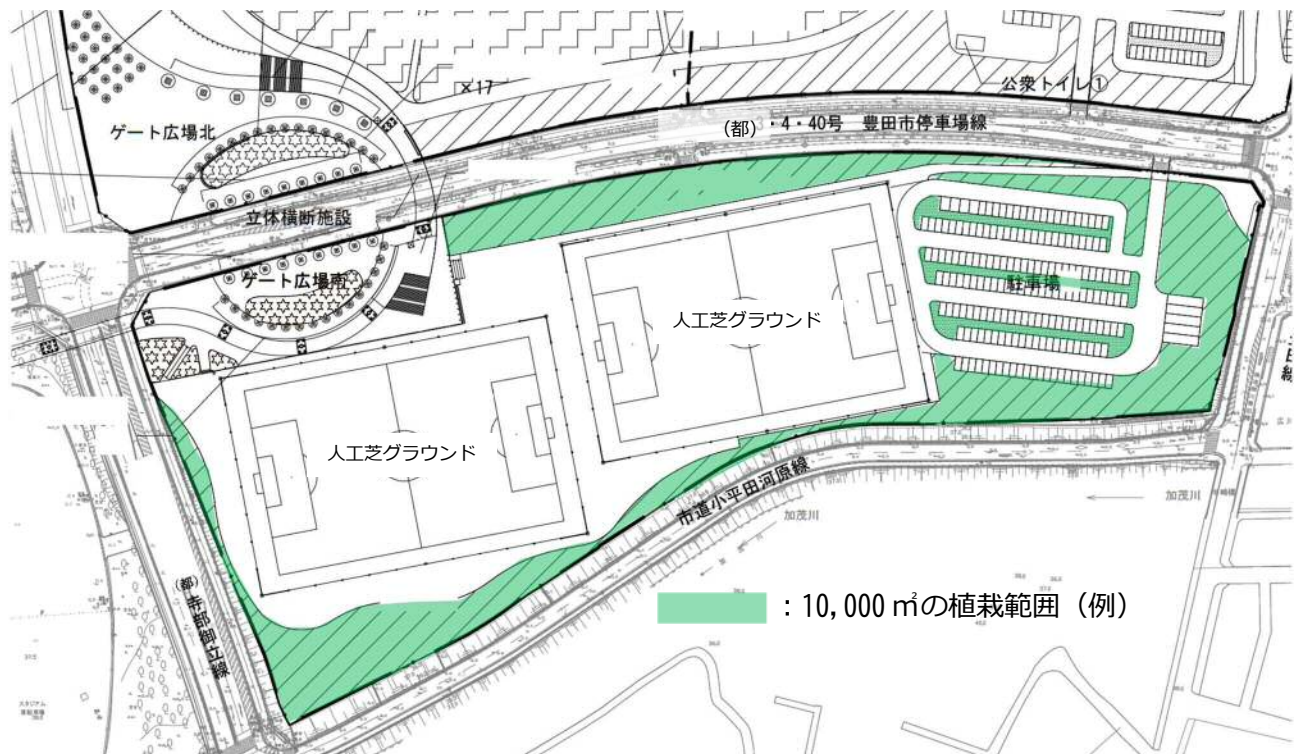


図 緩衝緑地レイアウトイメージ

(5) トイレ

ア) 実施方針

- a. 公園環境に調和し、機能的かつ安全で衛生的な施設とすること。
- b. 誰でも自由に使いやすいトイレとなるよう留意し、都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインにのっとりた施設とすること。
- c. 豊田市都市公園トイレ設置に関する基準及び愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例に準拠し、設計を行うこと。

イ) 要求水準

- a. トイレの便器の数は、8穴（女子大便器3穴、男子大便器1穴・小便器3穴、多目的トイレ1穴の合計8穴）以上を整備すること。
- b. 大規模なイベント等の開催時に不足するトイレは、指定管理者や大規模イベント主催者にて、仮設トイレを設置する想定とすること。なお、仮設トイレを常設することは認めない。
- c. 車いす利用者等に対応した多目的トイレを1ブース以上設置すること。また、当該トイレはオストメイト対応とするほか、乳幼児用のおむつ交換シート及び

いすを備えること。

d. 大便器は、原則として全て腰掛け式とし、温水洗浄便座とすること。

(6) その他

① 案内板

ア) 実施方針

- a. 案内板は、公園施設の利用が促進されるように配慮すること。
- b. 案内板は、利用者に公園（目的）施設への誘導、公園区域の明示や周知、施設の解説及び事故防止の注意喚起等情報の伝達をする施設とすること。
- c. 整備に当たっては、設置場所の景観が損なわれることのないよう配慮すること。
- d. 案内板のデザインは、先行整備区域（本事業）、次期整備区域において統一したデザインとなるよう考慮すること。

イ) 要求水準

- a. 案内板の構造素材・デザインは市が設置する都心サインと同等の品質を確保し、公園の景観と調和しつつ長期的な使用に耐えられるものとする。また、豊田の文化・豊田らしさを表現したものとすることが望ましい。
- b. 表示は、視認性を考慮し高齢者や視覚障がい者にも判別しやすいようにできるだけ大きいスケールとし、ピクトグラムは、原則 JIS 規格のピクトグラムとすること。
- c. 言語は、多言語表記（日本語、英語、ポルトガル語、中国語及び韓国語の5か国語表記）とすること。ただし、情報量が多い等の場合については、言語表記を減らしてもよい。
- d. 豪雨時に本区域に湛水することが明確になるよう、要所に啓発案内板を設置すること。

② 工事中の汚水濁水対策

- a. 工事中の土工によって発生する汚水や濁水の発生抑制に努めること。
- b. 汚水や濁水の発生抑制策は、市が一次造成で設置する沈砂池や素掘水路を生かしながら、河川管理者及び矢作川沿岸水質保全対策協議会と協議の上で講じること。また、工事完了時には、沈砂池や素掘水路を撤去（埋戻）すること。

第4章 制約条件

① パイプライン等

- a. 豊田土地改良区が管理する農業用パイプライン、除塵機、洗い場及びこれらの排水管については、次期整備区域の整備時までは受益地の農地が残るため、先行整備区域の供用開始後も存続することとなる。
- b. 農業用パイプライン、除塵機及び洗い場の排水管の維持管理等の観点から、各管上に構造物の設置は行わないこと。
- c. なお、将来において農業用パイプライン、除塵機、洗い場等が不要になった際の撤去等の対応は、市が行う。

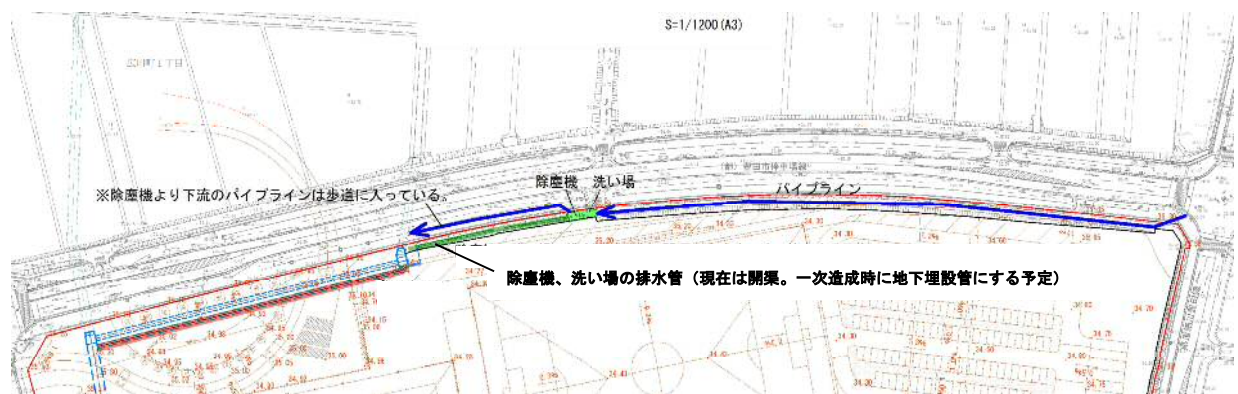


図 パイプライン等に関する制約条件位置図

② 排水路（ボックスカルバート及び仮設排水路）

- 市が実施する一次造成工事にて、先行整備区域内に排水路（ボックスカルバート及び仮設排水路）を設置する。
- 仮設排水路は、将来において次期整備区域の排水路が整備された際には不要となるため、市が撤去等の対応を行う予定である。
- ボックスカルバート及び仮設排水路上には、構造物の設置は行わないこと。

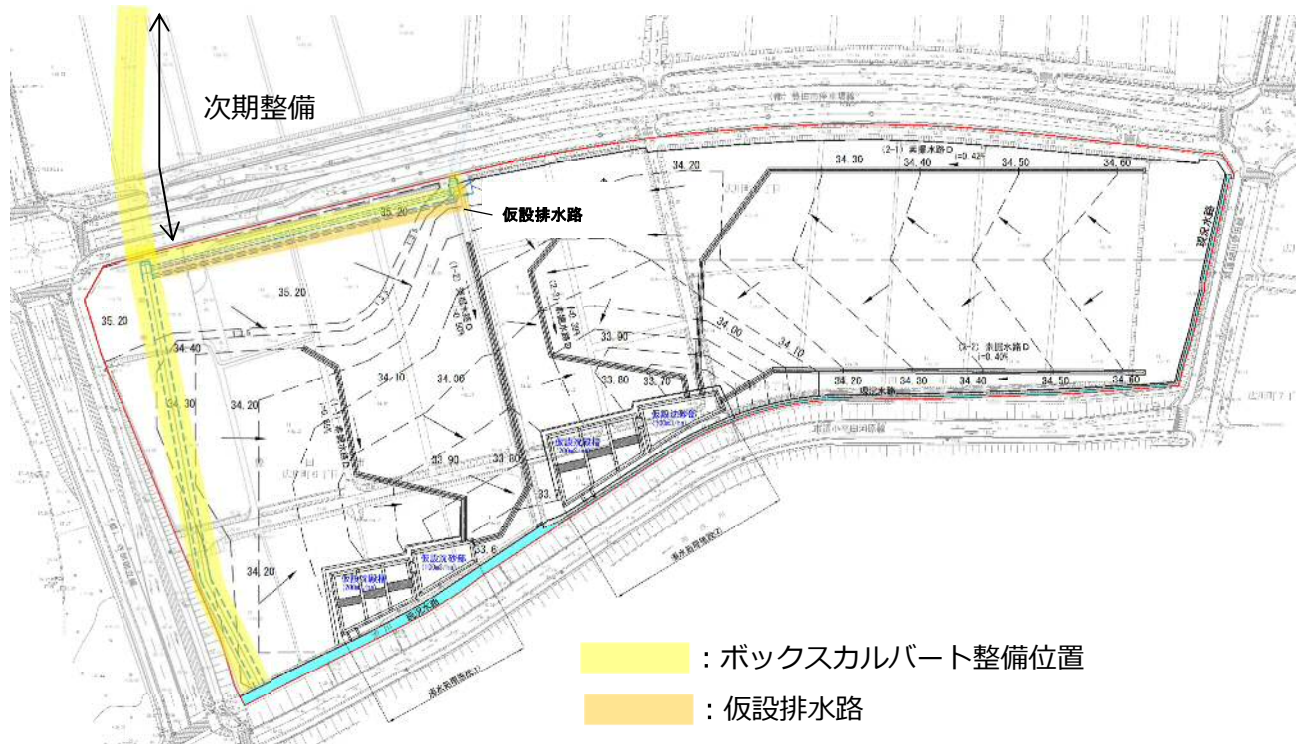


図 一次造成計画と排水路位置図

③ 立体横断施設

- a. 立体横断施設（歩道橋）の建設予定地には、構造物の設置は行わないこと。
- b. なお、立体横断施設は、次期整備区域整備時以降の整備を予定している（時期未定）。
- c. 公園施設の配置などにより、立体横断施設が支障となる場合は、代替配置を検討し提案すること。



図 立体横断施設位置図（イメージ）

④ 建築物の整備が可能な造成高

- a. 建築物を建てる場合は、「3章（2）③敷地造成」に記載の敷地造成水準を満たした上で、東海豪雨時の湛水位（T.P.+34.60m）よりも高い位置に整備すること。ただし、屋根付き広場等高い開放性を有する建築物その他の湛水機能を阻害しないもの、かつ湛水しても影響の少ないものに関しては、建築できるものとする。